

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成26年3月20日（木） 午前10時05分から
午後 2時56分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、吉岡美智子、阿部英仁、麻生栄作、原田孝司、首藤隆憲、元吉俊博

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第17号議案、第19号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第13号議案及び第22号議案から第32号議案までについては、原案のとおり可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
継続請願1については、不採択すべきものと、継続請願17については、継続審査すべきものと、継続請願38については、採択すべきとし、執行機関に対し送付を要すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情39及び40について、質疑を行った。
- (4) 大分県障がい者基本計画（第4期）について、学校における転落事故の防止対策について、大分県いじめ防止基本方針の策定について、大分県動物愛護管理推進計画の改正について及びPM2.5対策について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 清水豊

政策調査課政策法務班 主査 長友玉美

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年3月20日（木）10：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係 10：00～12：00

(1) 合い議案件の審査

第 17号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成26年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)

第 3号議案 平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計予算

第 22号議案 大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

第 23号議案 大分県介護基盤緊急整備等促進基金条例の一部改正について

第 24号議案 大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部改正について

第 25号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について

第 26号議案 大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金条例の一部改正について

第 27号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

第 28号議案 大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について

(3) 請願の審査

継続請願 1 高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成について

継続請願 17 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出に
ついて

継続請願 38 だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定について

(4) 付託外案件の審査

陳 情 39 社会医療法人認定に係る不正経理の実態調査をもとめること
について

陳 情 40 受動喫煙防止条例の早期制定について

(5) 諸般の報告

①大分県障がい者基本計画（第4期）について

3 生活環境部関係 13：00～15：00

(1) 合い議案件の審査

第 21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

- 第 1 号議案 平成 26 年度大分県一般会計予算
(本委員会関係部分)
- 第 29 号議案 大分県消費者行政活性化基金条例の一部改正について
- 第 30 号議案 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

- ①学校における転落事故の防止対策について
- ②大分県いじめ防止基本方針の策定について
- ③大分県動物愛護管理推進計画の改正について
- ④PM2.5 対策について

(4) その他

4 病院局関係

15:00~15:30

(1) 合い議案件の審査

- 第 19 号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

(2) 付託案件の審査

- 第 13 号議案 平成 26 年度大分県病院事業会計予算
- 第 31 号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について
- 第 32 号議案 平成 25 年度大分県病院事業会計資本剰余金の処分について

(3) その他

5 協議事項

- (1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、委員会を開催させていただきます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承いただきたいと思えます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 14 件、継続請願 3 件並びに総務企画委員会からの合い議案件が 3 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のあった第 17 号議案について、執行部の説明を求めます。

末松薬務室長 第 17 号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は、180 ページでございますが、お手元の委員会資料で説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

まず、1 改正の理由ですが、県では条例に基づき、薬事法で規定されている、いわゆる置き薬販売である配置販売業及び卸売販売業の届け出の受理等の事務を大分市に移譲しているところです。

今般、一般用医薬品のインターネット販売を規制していたことが違法であるとの最高裁判決が出されたことを踏まえ、薬事法が改正され、インターネット販売できる医薬品、できない医薬品の基準を明示するなどの規定が追加されました。それに伴い、移譲事務の根拠となる条文に条ずれが発生したため、規定の整備を行うものであります。

次に、2 改正の内容ですが、条例の中で大分市に移譲する事務を規定した別表第 2 という表に出てきます薬事法の条ずれを整理するもので、表に記載のとおり 3 カ所改正いたします。

3 施行期日は、改正法の施行の日からといたしております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 次に、同じく総務企画委員会から合い議のあった第 21 号議案について、執行部の説明を求めます。

伊勢福祉保健企画課長 第 21 号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議案書は、188 ページからでございますが、お手元の委員会資料で説明をさせていただきます。

2 ページをごらんください。

手数料関係のうち衛生関係事務についてでございます。

今回の改正は消費税法等の一部改正に伴うものでございまして、保健所やこころとからだの相談支援センターが、診断書や証明書を交付した際に徴収する手数料の額を改定するものでございます。

例えば、資料一番上の保健所で徴収する一般診断書につきましては、H I Vや結核接触者等に対する診断書でございますが、現行の1, 0 5 0円を消費税率改定分について増額し、本年4月1日から1, 1 0 0円に改定するものでございます。

以下の手数料につきましても同様でございます。

説明は、以上でございます。

山口こども子育て支援課長 引き続きまして、こども子育て支援課関係について、ご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

まず、左側の1改正の理由ですけれども、児童福祉法施行令第21条の規定に基づく児童福祉法施行規則の一部改正等に伴い、保育士試験事務の新たな試験手数料の額を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

2保育士試験制度の概要ですけれども、保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士としての必要な知識及び技能について、毎年1回以上都道府県知事が実施することとされており、現行の保育士試験事務の試験手数料は、県条例において1万2, 7 0 0円と定められております。

次に、3経緯ですけれども、子育てをめぐる課題の解決を目指して、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となっております。

新制度においては、一番下の図の右側にありますように、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、新たな幼保連携型認定こども園が創設されることとなっております。

この幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有した保育教諭を置くこととされています。

このような背景のなか(2)にございますように、この保育教諭を確保する観点から、幼稚園教諭免許を有する者の円滑な保育士資格の取得のため、一定の実務経験及び養成校での所定科目の履修により、保育士試験を全部免除できる特例が設けられたところです。

次に4改正の内容ですけれども、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定に基づきまして、保育士試験の全部を免除する場合の申請に対する審査について、試験手数料として2, 4 0 0円を追加するものでございます。

表にありますように、幼稚園教諭免許を持っている方が、保育士資格を取得する場合、養成校で所定科目を一定数履修すると筆記試験が全て免除されることになりまして、その場合の手数料が2, 4 0 0円となります。

なお、幼稚園教諭免許状を取得する保育士についても、資格を取得しやすくする特例が設けられておりまして、二種免許状の場合、通常39単位のところ、8単位の履修によって取得できることとなっております。

最後に5施行期日につきましては、本年4月1日からとしております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより、第17号議案及び第21号議案について、質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございますでしょうか。

麻生委員 1点確認なんですけど、幼稚園教諭と保育士に関しては、免許の更新制度という

のはどうなっているんですかね。

山口こども子育て支援課長 当課で所管しておりますのは保育士免許ですがけれども、保育士免許につきましては、免許の更新という手続は特にございませぬ。「はい、わかりました」と言う者あり

古手川委員長 ほか、何かご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、質疑もないようでありますので、これより第17号議案及び第21号議案について、採決をいたします。

第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、第17号議案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

なお、第21号議案については、生活環境部の審査の時に一括して行います。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

平原福祉保健部長 それでは、第1号議案についてご説明をさせていただきます。

説明資料といたしまして、予算概要で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算概要の5ページをお開きください。

まず、(1) 一般会計でございますが、当部に関係する予算総額は、福祉保健部①の部分でございます、889億7,008万6千円でございます。

これを25年度当初予算額と比較いたしますと、26億7,393万8千円、率にして3.1%の増となっております。

6ページをごらんください。

また、(2) 特別会計でございますが、第3号議案では、当部が所管しております母子寡婦福祉資金特別会計につきまして、9,240万8千円を計上しているところでございます。

今回の予算に係る主な事業につきましては、昨日の予算特別委員会で説明させていただきましたので、ここでは省略させていただきます、それ以外の主な事業について、それぞれの担当課・室長より説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

後藤地域福祉推進室長 地域福祉推進室関係について、説明を申し上げます。

15ページをお開きください。

事業名欄上から3番目の県立社会福祉施設整備事業費5,493万6千円でございます。

この事業は、平成5年の開設後20年が経過し、施設の老朽化が進んでおります大分県社会福祉介護研修センターの空調設備を更新するものでございます。現行の中央熱源方式から個別空調方式へ変更し、工事費及びランニングコストの削減を図ることとしております。

あわせて、50人収容研修室の隔壁を撤去し、需要の高い100人収容研修室の増設を行うものでございます。

地域福祉推進室関係の説明は以上でございます。

堤医療政策課長 続きまして医療政策課関係について、ご説明を申し上げます。

30ページをお願いいたします。

事業名欄一番上のおおいた医学生修学サポート事業費9,766万9千円でございます。

この事業は、地域医療を担う医師を確保するため、19年度から大分大学医学部に創設されました学士編入学地域枠制度及び21年度から創設されました特別選抜（AO入試）地域枠制度により入学する県内出身の医学生に対し修学資金を貸与するものです。

次に38ページをお願いします。

事業名欄一番上の公立大学法人運営費交付金5億7,675万3千円でございます。

この事業は、公立大学法人県立看護科学大学の運営に要する経費として、法人があらかじめ定めた中期計画に沿って、運営費交付金を交付するものです。

医療政策課関係の説明は以上でございます。

内田健康対策課長 健康対策課関係について、ご説明いたします。

52ページをお開きください。

事業名欄一番上のがん対策推進事業費2,084万5千円でございます。

本県では、3人に1人ががんで亡くなるなど、がん対策は重要な課題であります。

このため、一番上の二重丸、がん診療連携拠点病院機能強化事業といたしまして、質の高いがん医療を提供している拠点病院が実施する研修などに係る経費を助成し、その機能強化に引き続き取り組みます。

また、2番目の二重丸ですが、新たに、就労支援を含むがん相談強化事業として、がん相談支援センターの相談員や労働分野の専門家による支援連絡会議を開催し相談員のスキルアップを図るとともに、がん患者と家族のための支援ナビゲーションブックを作成し、がんの状態に応じた適切な相談が受けられるように支援いたします。

健康対策課関係の説明は以上でございます。

高窪国保医療室長 国保医療室関係について、説明申し上げます。

少し戻りまして44ページをお願いします。

事業名欄一番上の国民健康保険基盤安定化事業費114億96万4千円でございます。

この事業は、国民健康保険法に基づき、市町村の国民健康保険財政の安定化を図るため、市町村に対して公費負担を行うものでございます。

事業の主な内容は、市町村が低所得者を対象に行います国民健康保険税の軽減額相当分の一部負担や市町村間の財政調整を行う財政調整交付金等でございます。

続きまして、53ページをお開き願います。

事業名欄上から2番目の後期高齢者医療等推進事業費176億6,824万6千円でございます。

この事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療財政の安定化を図るため、運営主体であります大分県後期高齢者医療広域連合等に対して公費負担するものでございます。

事業の主な内容は、後期高齢者療養給付費に対する定率の負担金等でございます。

国保医療室関係の説明は以上でございます。

池永高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係について、ご説明申し上げます。

67ページをお開きください。

事業名欄一番上の介護支援専門員資質向上推進事業費103万7千円でございます。

この事業は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて、介護保険制度運用の要と言われております介護支援専門員のレベルアップを図るものでございます。

一番上の二重丸ですが、他の介護支援専門員に対する助言や指導、多職種との連絡調整を行うことができる主任介護支援専門員の育成を目的とした研修会や、その下の二重丸ですが、介護支援専門員の専門知識、実践的技術力の向上等に向けた研修を実施いたします。

次に69ページをお開きください。

事業名欄一番上の認知症在宅ケア強化事業費2,644万2千円でございます。

この事業は、認知症高齢者が増加する中、在宅や地域での認知症疾患対策の充実を図るため、認知症の初期段階から認知症の人やその家族を支援する体制の整備を図るものです。

一番上の二重丸、認知症疾患医療センター運営委託料ですが、地域の認知症医療の拠点である認知症疾患医療センターについて、現在中部、豊肥、北部圏域それぞれ1カ所ずつ精神科病院を指定していますが、新年度新たに東部、南部、西部の各圏域においてもセンターの整備を図るものです。

また3番目の二重丸、若年性認知症対策事業ですが、若年性認知症の人や家族への支援に関わる関係機関が連携し、発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が提供できるようネットワーク体制を整備するとともに、相談体制の整備に向けて、相談対応を行う担当者に対し、医療や介護等、活用できる社会資源等に関する研修を実施いたします。

次に71ページをお開きください。

事業名欄一番下の介護基盤緊急整備事業費6億3,225万3千円でございます。

この事業は、一番上の二重丸、補助金の1ポツ目にありますとおり、定員29人以下の小規模特養やグループホーム等の施設の創設や増築を行う場合や、その下のスプリンクラー設置の義務づけのない有料老人ホーム等がスプリンクラー設備等の整備を行う場合に要する経費、また4ポツ目の特別養護老人ホーム等の円滑な開設を図るため、開設前の介護職員、看護職員の雇い上げ等施設の開設準備に要する経費に補助するものです。

次に72ページをお開きください。

事業名欄上から3番目の介護保険給付費県負担金158億9,981万円でございます。

この事業は、市町村が支出する居宅サービスや施設サービス等の給付に係る経費及び地域支援事業に係る経費について、県が所定の割合で負担するものでございます。

高齢者福祉課関係の説明は以上でございます。

山口こども子育て支援課長 こども子育て支援課関係について、ご説明いたします。

82ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の保育サービス推進事業費4億3,527万1千円でございます。

この事業は、共働き家庭の増加や就労形態の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、一番上の二重丸、補助金のところにありますように、病児・病後児保育及び延長保育

を推進するものです。

このうち、病児・病後児保育については、昨年度に引き続き地域医療再生基金を活用し、医療機関が実施する際の施設整備費の助成を行うなど、その設置を促進することとしております。

次に、事業名欄2つ下の放課後子どもプラン推進事業費4億1,168万円でございます。

この事業は、一番上の二重丸、補助金のところに記載のとおり、昼間保護者のいない家庭のおおむね10歳未満の小学生に対し、遊びと生活の場である放課後児童クラブを実施または助成する市町村に対して補助するものでございます。26年度からは、新たに、3ポツ目、放課後児童クラブ地域の先生派遣事業として、夏休み等の期間に、クラブに地域のボランティアを派遣し、学習指導や体験活動を行う取り組みを支援することにしていきます。

次に、88ページをお開きください。

事業名欄一番上の母子家庭等自立促進対策事業費1,444万3千円でございます。

事業の内容としましては、一番上の二重丸にありますとおり、母子家庭の母等が就職の際に有利な資格を取得する場合に、訓練期間中の生活費として訓練促進費等を支給するものです。

また、二番目の二重丸については、現在、大分市内に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭の母等の就業支援を行っていますが、26年度から新たに就業支援員を2名増員することにより、母子家庭の母等の自立を一層促進することとしております。

こども子育て支援課関係の説明は以上でございます。

姫野障害福祉課長 それでは障害福祉課関係について、ご説明申し上げます。

資料100ページをお願いします。

事業名欄の一番下障がい者福祉施設整備事業費9,705万6千円でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対して経費の一部を助成することにより、障がい者に対する福祉サービスの充実を図るものです。

平成26年度は、佐伯市の福祉型児童発達支援センターなど2カ所を予定しております。

次に101ページをお開きください。

事業名欄一番上の障がい者福祉施設耐震化等緊急整備事業費729万1千円でございます。

この事業は、消防法施行令の一部改正により、スプリンクラー設置義務の面積要件275平米が撤廃されること等を踏まえ、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を行う社会福祉法人に対して助成をすることにより、入所者の安全を確保するものです。

平成26年度は、豊後大野市と宇佐市にありますケアホーム2カ所について助成を行う予定です。

障害福祉課関係の説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問ございましたら。

原田委員 3点お聞かせください。

まず、20ページの生活保護費なんですけど、扶助費の増加というのが各市町村、やっぱり財政的にとても厳しい中で、この予算書を見ると、居住地がないか、または明らかでない方の弁済分がかなりの額、去年の予算書では5億8千万円だと思いますけど、全体の中で居住地がない方、また明らかでない方というのがどれぐらいの率を占めるのか。また、どういった現状なのかということ、どういった方々がそういうふうになっているのかということ、これをぜひ教えてください。

それから、44ページの国保の広域化の問題なんですけど、この方針が出されて3年半ぐらいになりますけど、進捗状況とか、端的に言うと、いつ広域化になるんですかということ、をちょっとぜひお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点、81ページの児童措置費の問題なんですけど、予算特別委員会で平岩委員が、いわゆる措置決定に至る充足率をお聞きしましたが、山口課長のほうから子供の地域や実情、施設の状況を含めて措置決定していく中で、充足率には若干、90.2%、充足率のアンバランスもあることは事実だというふうに言われましたけど、措置決定のしよによっては直接施設の運営にかかわる、経営問題にかかわることがやっぱり出てくるだろうなというふうに感じるわけなんですけど、その辺の配慮がどうされているのかなということをお聞きしたいと思います。

済みません、以上3点。

後藤地域福祉室長 生活保護受給者の中で居住地がないという方の状況をということでございます。24年度の確定数値で申し上げますと、全体の生活保護世帯数が1万5,669世帯となっております。そのうち県費負担金ですね、この予算で対応しております居住地のない方の世帯数が619世帯ということでございます。

具体的にどういう方がということなんですけれども、今年度、平成25年度中に適用した世帯で申し上げますと、全体で113世帯がございしますが、うち66世帯が入院患者の方になります。要は期間が長くなりまして、家賃等の家を引き払って、そういう状況にある方、それから、いわゆるホームレスとか、一時寄宿している、例えば、知人の家にとりあえず住んでいるという、そういう方が12世帯になります。それから、そのほかは主に保護施設や特養等、社会福祉施設に入所が決まった方という、そういう状況でございます。

以上です。

高窪国保医療室長 国保の広域化の現状、今後見通しと伺いますか、回答させていただきます。

昨年12月にいわゆる社会保障改革プログラム法というのが成立いたしまして、この法律の中で、国民健康保険については、その運営主体を都道府県にという方向性が出されております。この法律は、具体的にはまず個々に対する財政支援の拡充をして、個々の構造問題の解決を図って、その上で都道府県にということになっています。

法律の言い方は、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本とすると。ただ、この場合、保険料の賦課徴収であるとか保険事業、こういったものは市町村が行うということで、その市町村の役割分担をしっかりと、その上で県にということをおっしゃっております。

ただ、具体的には、じゃあどう役割分担していくのか、その中身については決まっていないと。スケジュールとしましては、このプログラム法でこうした措置を平成29年度ま

でをめぐりに講じると。そのために必要な法律案を平成27年、来年の通常国会に提出するということを目指すということになっております。ですから、来年通常国会で法案を提出して、29年度までにプログラム法上はやりますよということになってます。その具体的な中身について、特に県と市町村の役割分担であるとか、構造問題の解決に向けてどういう措置をとっていくのか。これは国のほうが今、国と地方の協議という厚労省と全国知事会長、全国市長会長、それから町村会長、そういったメンバーの国保基盤強化協議会というのを開催しております、これが1月31日に1回目が開かれております。ただ、実際はその下に実務レベルのワーキンググループというのがありまして、そこで中身を決めていくということになっておりまして、2月に2回開催されて、3月28日に3回目が開催されます。ただ、全国知事会等の情報からでは、まだ県と市町村との役割分担、これについてまだ全然議論がされていない。本当にこれからという状況になっております。一応国のほうは、国と地方の協議を踏まえて7月に中間取りまとめを出すと。最終的には年内に取りまとめを行うと。27年の通常国会の法案に出すと1月に法案提出ですので、スケジュール的には年内に方向が決まらなと厳しいという実情があるかと思っておりますけど、なかなか進捗はちょっと様子を見ていかないと厳しいところがあるかと思っております。

一応、そういう状況でございます。

山口こども子育て支援課長 児童養護施設における措置における施設の経営問題の配慮ということでございますけれども、児童相談所が児童を措置するに当たっては、これは予算特別委員会でもご答弁申し上げましたとおり、子供の状況と施設の状況を勘案して、子供の最大の利益になるように措置を徹底していくということですので、一義的に施設の経営問題への配慮をして措置するというはございませぬけれども、とはいえ、その施設は長年にわたって児童養護の分野で社会的保護に携わってこられて、経験やノウハウがある社会資源ですので、そうした資源が無駄になるというのは、非常にこれは児相にとっても子供たちにとってもよくないことですから、社会的養護、児童養護施設の質を上げていくというのはこれは必要であると思っております。

こうしたことから、県では、例えば、少し課題になる施設があった場合には、その向上を図るためにどういう取り組みが必要か、例えば、改善計画のようなものを出させて、それについて議論をしたり討論をしたり、あるいは実際に児童相談所が個別に施設に入っていくって、実際に職に携わって問題を見る中で、こういうところをよくしたらいいよとかアドバイスをしたり、そういうような個別の指導、助言、改善というようなことを取り組んでいるところでございます。

原田委員 それぞれ、よくわかりました。施設のことに關しては、先日、施設職員研修会に参加させてもらって、県の担当の方、また児相の方、また山口課長もお見えになっていて、それぞれ施設の方々と交流を図りながら意見交換している姿を見て、とても感心しました。これからも連携を図りながら、いわゆる子供たちのためにぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。要望を含めて。

麻生委員 児童養護施設に対する支援の予算案が組まれているわけですけど、最近お伺いしたところでは、18歳を超えて、グループホームみたいな感じで自立するまでの支援を始めているというか、当然そういった部分というのは行政がやる部分とはちょっと違うんだろうけれども、そういったときに、大学生のほうで下宿していた家財道具だとか家電製品

だとか、そういったものを児童養護施設のほうに寄附をして、そういったものをうまく活用しながら自立支援をすとかいう動きがあるやに聞いているんだけど、そういった部分の本当に児童養護施設等々が一番困っている部分はどこで、それに対して、特に新年度予算案としてどういった部分を配慮したかとか、その辺はいかがでしょうか。

山口こども子育て支援課長 児童養護施設の抱える課題というのはたくさんあって、なかなか1つに絞るのは難しいんですけど、あえて1つ申し上げるとすれば、今委員がおっしゃった年長児に対する対応というところで、結局児童養護施設で長い間養育してきても、結局18歳なりになって社会に出て行ったときに、そこでつまずきがあって、またもとのもくあみになってしまうというところで、非常に皆さん苦勞しているところがあると思っています。そのところは、大分県では児童アフターケアセンターおおいたというセンターを設置しまして、これは児童養護施設を巣立っていった子供たちが相談をする、そういうような機能を持ったセンターなんですけれども、ここに今職員が5人置いておまして、来年度はこれを、若者支援をするほかの若者サポートステーションとか、こういったところと一体の施設として新たに設置をすることにしていて、そういったところで支援の強化を図っていくというのがございます。

麻生委員 児童アフターケアセンターの資料とか、そういったところがあると支援しようとしている例えば、学生であるとか、大学であるとか、そういったところをマッチングが重要になってこようかと思います。後ほどまたその資料をください。

古手川委員長 資料のほう、よろしく願いいたします。

ほかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに質疑等もないので、以上で質疑を終わります。

なお、採決は、生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第3号議案について、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 それでは、第3号議案平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計予算について、説明申し上げます。

議案書は34ページでございますが、お手元の平成26年度福祉保健部予算概要で説明させていただきます。

92ページをお開きください。

まず、歳入についてですけれども、本年度予算額欄をごらんください。1繰入金として1一般会計繰入金472万2千円と2繰越金1,984万7千円及び3諸収入のうち貸付世帯からの償還金であります1貸付金元利収入6,774万9千円などにより、合計9,240万8千円を見込んでおります。

次に歳出ですが、93ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金貸付金8,765万円でございます。

この事業は、母子家庭や寡婦の方に対し、生活の安定と自立促進を図るため、修学資金など計12種類の資金を無利子または低利子で貸し付けるものでございます。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案から第24号議案まで、執行部の説明を求めます。

高窪国保医療室長 第22号議案大分県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書では218ページでございますが、お手元の委員会資料で説明させていただきたいと思います。

委員会資料の4ページをお開きください。

左上の1改正の理由ですが、この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、国、県及び後期高齢者医療広域連合の拠出により造成しました後期高齢者医療財政安定化基金の設置及び管理に関して、必要な事項を定めたものでございます。

今般、国が定めますこの基金への標準拠出率について、見直しが行われましたので、所要の改正を行うものでございます。

資料右側のほうに参考として、この基金の概要について記載しております。後期高齢者医療制度について、医療給付費の増大や保険料の未納などの財政不足への対応、保険料の増加抑制に活用するため、県が広域連合への交付や貸し付けの事業を行うものでございます。拠出割合は、図の一番下に書いてありますように、国、県及び広域連合がそれぞれ3分の1となっています。

次に左側の2改正の内容ですが、現行の拠出率1000分の0.9を1000分の0.44に改めるものでございます。

その下、3施行期日は、本年4月1日からといたしております。

説明は、以上でございます。

池永高齢者福祉課長 第23号議案大分県介護基盤緊急整備等促進基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書は219ページでございますけれども、お手元の委員会資料で説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

左上の1改正の理由ですが、この条例は、平成21年度に国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を受け入れ造成した大分県介護基盤緊急整備等促進基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今般、基金事業の終期が1年間延長されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に2改正の内容ですが、附則第2項に定めています条例の終期を平成27年12月31日まで延長いたします。

3施行期日は、公布の日からといたしております。

23号議案については、以上でございます。

引き続き、第24号議案大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書は220ページでございますが、同様にお手元の委員会資料で説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

左上の1改正の理由ですが、この条例は、平成21年度に国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金を受け入れ造成した大分県介護職員処遇改善等促進基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今般、基金事業の終期が1年間延長されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に2改正の内容ですが、附則第2項に定めています条例の終期を平成27年12月31日まで延長いたします。

3施行期日は、公布の日からといたしております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、質疑もないようでありますので、第22号議案から第24号議案までについて、これより採決をいたします。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、各案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第25号議案から第28号議案まで、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 第25号議案大分県こども基金条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書は221ページでございますが、お手元の委員会資料の7ページをお開きください。

左上の1改正の理由ですけれども、この条例は、平成20年度以降、国の子育て支援対策臨時特例交付金等を受け入れ造成した大分県安心こども基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今般、国の平成25年度補正予算が成立し、この基金の積み増しとともに、基金事業の終期が1年間延長されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2改正の内容ですけれども、附則第2項に定めています条例の終期を平成28年6月30日まで延長いたします。

3施行期日は、公布の日からといたしております。

説明は以上です。

姫野障害福祉課長 第26号議案大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金条例の一部改正

について、ご説明いたします。

議案書は222ページでございますが、同じくお手元の委員会資料で説明させていただきます。

8ページをごらんください。

左上の1改正の理由ですが、この条例は、平成21年度に国の社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を受け入れ造成いたしました大分県社会福祉施設等耐震化等促進基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今般、基金事業の終期が延長されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に2改正の内容ですが、附則第2項に定めております条例の終期を平成28年6月30日まで延長いたします。

3施行期日は、公布の日からといたしております。

26号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第27号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、ご説明をいたします。

議案書では223ページでございますが、同じくお手元の委員会資料で説明させていただきます。

9ページになります。

まず、左上の1改正理由ですが、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されましたが、その一部が平成26年4月1日から施行されることに伴い、厚生労働省令の一部改正があったため、関係条例の一部を改正するものです。

2改正する条例は①から④までの4つの条例でございます。

次に、3改正の内容についてでございますが、3点ございます。

具体的には、資料の右側をごらんください。まず、①の重度訪問介護の対象者の拡大についてですが、現行では重度の肢体不自由者に限られておりましたが、新たに重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者が追加されます。

次に、②の共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化です。どちらも障がい者の住まいの場を提供するものでございますが、改正前の欄にありますように、現行のグループホームは相談などの日常生活上の援助のみを行うサービスであるのに対し、ケアホームは日常生活上の援助に加え、入浴、排せつ及び食事の介護も行うサービスでございます。

今回の改正により、2つのサービスがグループホームに一元化され、必要に応じてグループホームで介護等を提供することとなり、介護等の提供方法の違いによりまして、外部の居宅介護事業者に委託をします外部サービス利用型と事業者自らが提供する介護サービス包括型の2つの形態に整理されるものであります。

③は障害程度区分を障害支援区分へ名称、それから定義の変更をするものでございます。障害程度区分は本来、標準的な支援の必要の度合を示すためのものでありますが、その名称・定義が障害の重さを示すためのものと誤解されがちであったために、よりわかりやすくなるよう名称及び定義の見直しを行うものです。

最後に、4施行期日は、本年4月1日からとしております。

続きまして、第28号議案大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正について、ご説

明をいたします。

議案書は237ページでございますが、同じくお手元の委員会資料で説明させていただきます。

10ページになります。

左上の1改正の理由でございますが、この条例は、平成21年度に国の地域自殺対策緊急強化交付金を受け入れ造成いたしました大分県自殺予防対策強化基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今般、国の平成25年度補正予算が成立し、この基金の積み増しとともに、基金事業の終期が1年間延長されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に2改正の内容でございますが、附則第2項に定めています条例の終期を平成27年12月31日まで延長いたします。

3の施行期日は、公布の日からといたしております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、第25号議案から第28号議案までについて、これより採決をいたします。

各案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、各案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、請願の審査に入ります。

まず、継続請願1高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成について、前回の説明から変更があればお願いをいたします。

内田健康対策課長 高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成についての請願につきまして、ご説明をいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、国において定期接種化に向けた具体的検討が行われていたところでございますが、接種時期や対象年齢などの技術的課題及び地方交付税措置について一定の調整が図られましたことから、平成26年度中に水痘とともに定期接種化される見込みとなっております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

原田委員 要望なんですけど、大分県内では、さらに公費助成しているところが幾つかありますし、ないところの理由と言ったら、しているところとしていないところが出てくる理由と言ったらいいかなと、ちょっと聞きにくいんですけど、どうしてしないのかという

ことを含めて、何かわかってることがありましたら教えていただきたいと思います。

内田健康対策課長 現在のところやっているところがかなり、十幾つの市町村でやっているんですけども、やっていないところはやはり財政的な理由が、かなりの金額がかかりますので。今度は定期接種化されますと、国からの交付税措置もございますので、そういった部分でやりやすくなるように考えております。

以上でございます。

原田委員 ぜひ、やっていないところについては、やっていただくように、指導とまでいかないでも要請していただくようお願いしておきたいと思います。

麻生委員 この請願、まず1項目に関しましては、新年度10月より接種がもう決定しているということ、また、2項目に関しては、市町村に対しても定期接種することが決定して、地方交付税措置もなされるということも決定しておりますので、この請願についてはもう必要ないというふうなことではないかなと、このように思います。

以上です。

古手川委員長 ほか、ご意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、採決についてお諮りいたします。

本請願について、採択すべきものと決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

古手川委員長 挙手なしであります。

よって本請願は、不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、継続請願17障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書の提出について、前回の説明から変更があればお願いをいたします。

姫野障害福祉課長 前回の説明からの変更はございません。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

麻生委員 この趣旨の中で、本年2月8日に開催された第19回総合福祉部会において示された新法の厚生労働省案は、反映されたものとはなっていないという問題の指摘があるんですが、これは守永議員が紹介議員になっているんですが、ちょっとこの辺の応益負担とか応能負担とか、こういった部分について、同じ会派の先生方、何か聞いていらっしやったらちょっとお教えいただきたいんですが。（「会派でやるでしょう、会派で請願が出ている」「紹介だから議論してない」と言う者あり）

麻生委員 ということであれば、もうちょっとその辺はさらに調査する必要があるかと思っておりますので、継続ということでどうでしょうか。

古手川委員長 今、麻生委員のほうから継続審査という声をいただきましたが、ほか、ご意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、継続審査についてお諮りいたします。

本請願を継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、継続請願38だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定についてを議題といたします。

ここで、前回審査の時に、本件請願の審査の参考とするため、お願いをしておりましたとおり、政策検討協議会に本件に関する調査結果等をお聞きしたいと思います。協議会の田中会長にご出席を賜りたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、そのように取り扱います。

〔田中委員外議員入室〕

古手川委員長 政策検討協議会の田中会長には、お忙しいところきょうはご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが、田中会長に、本件に係る調査の結果等について、よろしく願い申し上げます。

田中委員外議員 ご苦労さまでございます。政策検討協議会会長の田中ですが、先般の第4回定例会で福祉保健生活環境常任委員会に付託されました請願について、継続審査となっています、だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関して、政策検討協議会では去る1月15日から17日までの間、千葉県とさいたま市を訪問しまして事務調査を実施してまいりました。その結果を踏まえて検討を行いましたので、その検討の経過と結果についてご報告申し上げたいと存じます。

まず、当協議会としては、この検討を通して条例の制定の必要性を改めて深く認識すると同時に、次の2点が課題であると考えています。

第1点目は、県民や事業者が知らずに行っている障がい者差別の解消に向け、関係団体と幅広く意見交換をし、条例の内容を調整する必要があるということが第1点目です。

第2点目は、県条例の場合には実態規定を条例を踏まえた計画等に読み込む方法もありますし、実態規定を条例に盛り込む場合は内容の調整を広範囲かつ詳細にわたって行う必要があると存じております。

今後は、つくる会から請願の趣旨も十分に踏まえ、専門的知識等を備えた執行部が条例の趣旨を十分に捉えて、つくる会とも協議しながら、幅広く適切に対応することとともに、その進捗状況を適宜聴取するなどにより対応すべきであることが望ましいと考えております。

この考え方につきましては、去る2月6日木曜日に、つくる会の6名の代表の方が来られましたが、政策検討協議会の考え方をお伝えし、3月7日には了解を得ることができました。

以上が政策検討協議会の経過と結果でありますので、ご報告をさせてもらいたいと思います。

以上です。

古手川委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

吉岡副委員長 今のご説明いただいた内容についてですけれども、つくる会が条例制定に関して、今後の関係団体との調整や協議次第では、請願に添付された条例素案の実態規定どおりにいかない場合もあるということを知っているということですのでよろしいですか。

田中委員外議員 了解しているというところまでは断言しておりませんが、つくる会としては、一般的な理念条例も大事ですけど、それプラス大分県独自の、例えば、障がい者の性の問題、あるいはまた恋愛とか防災とか、こういう千葉県条例あたりでもそういう点はまだしっかりと規定していないし、さいたま市でもそういうところは触れておりません。

そういう問題について、大分県独自の条例を盛り込んでほしいという希望は聞いております。そういうことでの、概略の我々の説明については、議会条例をつくるよりも、執行部側ときちっとした打ち合わせ、あるいはまた福祉団体、諸団体と事業所とか、そういうところの合意形成をしながらつくられたほうが良いという形で判断しているようであります。

阿部委員 報告書は委員にいただいて、それぞれ配付してもいいんですか。（「はい」と言う者あり）じゃ、それは後で。

田中委員外議員 はい、後で。

古手川委員長 報告書は後ほど委員の皆さんに配付させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

政策検討協議会の田中会長には、お忙しい中ありがとうございました。

それでは、政策検討協議会からの説明と質疑をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔田中委員外議員退室〕

古手川委員長 それでは本件に係る審査を続けます。

本条例の制定に当たっては、福祉保健部において対応することが望ましいというご意見でありました。

ここで、本件に関しまして、執行部に対するご意見ご質問等がございましたらお願いをいたします。

吉岡副委員長 請願の趣旨はよくわかりますので、できるだけ請願について、採択という形で応えてあげればと考えております。協議会の結論の内容で請願が採択となれば、本請願が執行部に送付されることとなりますが、執行部としては県条例として定めることについてどのようにお考えでしょうか。

平原福祉保健部長 ただいま言われたような場合になりますれば、条例の制定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

古手川委員長 ほかに委員の皆様から執行部に対しての質問、ご意見等ございませんでしょうか。

阿部委員 いずれにしても今、検討協議会からの報告も聞いたんですけど、まだ全体的には実態がしっかり見えるという段階ではないとは思いますが、趣旨としては大変私は必要なことだと思いますので、これから始まるわけですからお互いに、いろんなハードルがあるでしょうけれども、他県の例も必要かもしれませんが、大分県は大分県としてどう立派なものをつくるかということを十分検討、お互いにやり合っていたきたいと。その流れの中に、やはり今回これだけ議論をして、議会も検討協議会までやったわけですから、議会に対しても、やはり中を検討する流れの中で、それも加えていただくということ

もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

平原福祉保健部長 これまでの1年間の経緯を踏まえまして、つくる会と、また議会とお話をさせていただき、また今の政策検討協議会の中のお話にもありましたように、関係団体との調整も踏まえて、しっかり作っていきたいと思います。

麻生委員 請願の趣旨としてはよく理解しておりますので、ぜひ採択をしていいんだろうと、このように思っております。

ただ、文章の中で、真ん中に同様の条例は千葉県を初め、6道県で制定されているがと、早けりゃいいというものじゃないし、こういったところの条例を精査してみますと、問題も結構あるように見えてきますし、私ども所属党派というか、党はやっぱり保守政党ということもありまして、先ほど性の問題とかいろいろな話も出てきていますけれども、障がい者だけじゃなくて、健常者の場合でも、我々基本的にはこうだという倫理的な観点からの基本的な主義主張もあるわけでありまして、そういった問題も含めて、今回請願者がネットワークを組んでお出しをいただいているわけですし、専門家もかなり入っていらっしやると。そこは非常に評価できるわけでありまして、さらにいろんな考え方の方もいらっしやるわけでありまして、請願者の皆さんだけの声を聞いてやるのではなしに、もっと広く、裾野の広い形で、そういったことの両方の考え方もいろいろと錯綜するでしょうから、本来の障がい者にとってご苦労されている部分を少しでも社会が理解をして、いい形になっていくような条例にしてほしいなど。そういう意味では、さらにほかのチャンネルも含めて公平な条例と。健常者にとっても障がい者にとってもというふうな視点も含めて、途中段階を、また委員会なり議会にも原案、素案段階、あるいは公表してパブリックコメントとかいう部分もあるでしょうから、その辺はより慎重にやっていただいて、よりいいものをつくっていただくことを要望しておきたいと思います。

古手川委員長 ほかにはご意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ご意見がないようでございますので、これで質疑を終結し、これより採決に入ります。

麻生委員 今ちょっと意見が出たようなことを採択の委員長報告の際に、もう委員長、副委員長に一任しますので、ちょっと表現をしていただければと思います。

古手川委員長 その辺は委員長、副委員長相談の上で、きちっと整理をしてお知らせの上で報告させていただきたいというふうに思います。

それではこれで質疑を終結し、これより採決に入ります。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま採択した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

以上で請願の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております、陳情39及び陳情40について、執行部の意見を求めます。

堤医療政策課長 陳情39の社会医療法人認可に係る不正経理の実態調査をもとめる陳情につきまして、ご説明をいたします。

社会医療法人制度は、医療法人のうち、一定の要件を備えた法人を社会医療法人として知事が認定するものですが、救急医療、災害時医療、へき地医療など、特に地域において必要とされる公益性の高い医療の実施を義務づける一方で、収益事業の実施を認めることなどにより、当該医療法人の経営の安定化と地域医療の強化を図るものであります。

今回の陳情に挙げられております社会医療法人につきましては、平成21年3月2日に申請書を受取り、書類審査等の手続を経て、認定要件を満たしていたことから、同年4月1日付けをもって認定したところでございます。

説明は、以上でございます。

内田健康対策課長 受動喫煙防止条例の早期制定に関する陳情につきまして、ご説明をいたします。

まず、受動喫煙防止条例の全国の制定状況でございますが、現在、都道府県レベルでは、神奈川県と兵庫県において制定されております。

本県といたしましては、受動喫煙防止対策は、重要な課題と認識しておりまして、大分県がん対策推進条例及び生涯健康県おおいだ21に基づきまして、分煙対策や禁煙支援などの取り組みを進めているところでございます。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 ありがとうございます。

以上の案件につきまして、ご意見、ご要望等はございますでしょうか。

首藤委員 私、首藤隆憲であります。社会医療法人認定に係る不正経理の実態調査を求める陳情が出されておりますが、このことについて、ちょっと私の名前も何度か出てきますので、少しだけ話をさせていただきたいと思っております。その上で質問させてください。

私のほうにも、県議会の控え室にお見えになったときに何度かお話を承っております。それについて、私のほうに文書がありましたので、私が議員1人で受けてもという感じがありますので、もし県議会に提出をなされるのであれば、議会事務局でご相談なさって出してくださいと答弁申し上げたところでございます。

その上で、紹介議員という言葉がありましたが、私はこの内容、事実を把握しているわけではありませぬので、お話は承りましたけれども、紹介議員としてということはなれないということを申し上げたところでございます。

そういった意味で今日を迎えているんだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その上で質問させていただきたいと思っておりますが、この内容は単なる不正経理の内容だけではなくて、非常に膨大な、何かいろんなことが掲載されておりますので、このことについて、県のほうで把握していることとか、あるいはいろんなことがありましたらお願いしたいと思っております。

堤医療政策課長 ここに書かれている内容で事実を把握しているというものはございません。

首藤委員 事実の把握はないということですか。

堤医療政策課長 はい。

首藤委員 これ全体に対する見解的なものはどう思われますか。

堤医療政策課長 実態がわかっておりませんので、県としてこれに関して特にどうこう言うことはございません。社会医療法人の認定につきましては、手続を経て認定しているというわけでございます。

首藤委員 さっき言われたように何らあれはないという、手抜きといいますか、不正ということではないという感じで。

堤医療政策課長 手続、またはこの書類の内容、手続に関して不正があったということとはございません。

首藤委員 済みません、ちょっと、きょう陳情書で出されて、これの取り扱いというのはこれからどうなっていくんでしょうか。陳情ですから。

阿部委員 陳情ですから。

古手川委員長 陳情書で陳情いただいたという形で、今回は処理といいますか、進めたいというふうに考えておりますけれども。

麻生委員 陳情の原本と、要は首藤先生が今紹介議員としてお受けになっておられないということでありまして、この陳情文書表の公的にオープンにされている部分だけ見ると、全く僕らは意味が理解できないというか、ある社会医療法人ということですが、原本のほうには入っているんですね。そして、密輸窃盗事件などという部分も原本には入っていると。関連企業と、医療法人の関連企業の不正経理という部分で、要は県庁の福祉保健部としては、ここにある医療法人の認定についての基準がどうなっているのか。そして、その基準についてどういうチェックがあるのか。あるいは監査であるとか、いろんなチェック体制があると思うんですが、そのあたりはルールとしてどうなっているのかについて、ちょっとまずお答えください。

堤医療政策課長 社会医療法人の認定要件につきましては、例えば、役員のうち親族等が3分の1を超えてはならないとか、また、この場合、救急医療をやりますので、時間外加算割合が20%以上とか、夜間の救急自動車搬送件数が750件以上とか、個別の要件がございます。その要件を医療法人側のほうから書類をいただいて、申請書をもって、その申請書の記載を書類審査をやって、それを認定するという形になります。

麻生委員 指摘をされているわけですが、県としてはチェックして、どうだったのか。

堤医療政策課長 窃盗事件とか関連企業の不正経理というのは、我々は……

麻生委員 そこは所管外でしょう、そこは所管外だから。

堤医療政策課長 我々が判断するところではございませんので。

麻生委員 私が伺っているのは、医療法人の認定についてはどうだったのと。ちゃんと基準を満たしていたという判断なのか。こういったご指摘があっているわけだから、それについて再度何らかのチェックをして、その結果はどうだったのかという部分。

堤医療政策課長 ここに記載されている内容で、社会医療法人の認定に直接影響するような項目はないというふうに考えております。ですから、窃盗事件があったとか、関連会社で不正経理というのは、関連会社に不正経理がないこととか、そういうような条件はこの

中に、社会医療法人の認定の中にございませので、そこは直接的に影響はないというふうに考えております。

麻生委員 要は県としてチェックすべきことをきっちりチェックし続けておけばいいことでしょう。

堤医療政策課長 はい。

麻生委員 これを見ると、刑事告訴というか、包括しているから、県も我々議会も捜査権を持っていないわけだから、調べるにも調べようがないわけで、告訴してしまえばもう民事不介入というか、それはどちらの主張がどうなのかとわからないし、そういう意味ではしっかりと見守るしかないのかなという気がしているので。これは県が、社会医療法人は認定は県ですね。その運営の指導、監督権というのはどこにあるの。

堤医療政策課長 医療法人の認定は県知事が行いますので、当然指導等も県が行います。

麻生委員 では、その部分はしっかり引き続き問題がないように指導するというをお願いしたいと思います。

首藤委員 さっき認定要件には当然該当していないということで、該当というのは、不正経理とかその他のことが該当しないので、そのまま許可をおろしましたということで認可したというか、そういう感じだと思うんですが、こういう指摘をされて特別監査をしたとかいう経過はあるんですか。

堤医療政策課長 特別監査までは現時点では必要ないというふうに考えております。

首藤委員 指摘はされたけども、必要がないという判断をしているということですね。

堤医療政策課長 はい。

阿部委員 近藤議長宛てに陳情が出たのであれば、それは委員会に持ってきて、議長からこういう陳情が来たよというのはわかるんですけど、首藤先生に来ておる陳情でしょう、請願とか。

首藤委員 いいえ、違いますよ。これ出したのは、私にくれたとさっき説明したじゃない。

阿部委員 何ページとか見ていたら、首藤隆憲殿と書いてあるのかな。首藤隆憲殿であれば、これは首藤隆憲さんに来たことであって。

首藤委員 違いますよ。それはさっきも説明、私が答えていいかわからないけど。

阿部委員 例えば、私なら私の名前ではっと来たら、これは私に来たあれなので、宛て名を見ればですね。だからこれは首藤先生に来ての請願だというふうに見えるんだけど。

首藤委員 全然違いますよ。私が答えるのも変ですけど、近藤議長さん宛てに、私に話がありましたけども、私としては、私が受けてもどうということはありませんので、できませんので、議会に陳情要望関係のことをなさるのであれば、事務局でご相談した上で出してくださいと言われて、その上でこれを出されたと思います。

阿部委員 取り扱いで、1ページ目の上は近藤議長宛てだからこれはいいんですが、これだけの用紙ならいいんだけど、この下の宛名が首藤さんになっている。もし出されるのであれば、議会事務局も相談を受けたら、これを変えないと、議長宛てに書いて出してくださいと指導しないと。全部出してしまうと混同してしまうわな、これ。

これからこういうふうに出すときに、やはり近藤議長のほうに出したのもあれば、首藤先生宛てに出したやつもあれば、それを混同して一緒になってとじているからね、だからおかしくなってしまう。これが近藤議長に来たのであれば議長からということで審議を

しなきゃならん、審議というか、対応しなきゃならんのやけど、個人で来たものは個人だから、そこのところを混同してしまっているからな。これからそういうことに気をつけて。
麻生委員 これは事実とすれば大変なことでしょうし、もし事実を証明できない場合に、公文書としてこれがこのような形で残るということになる、それは陳情者ご本人の意向も含めて、結果としてこれがそのまま残った場合に、陳情者自身、それは当事者間やからわからん部分もありますけど、議会が結果として、もしこのままこの文章を、公文書としていろんな社名とか名前とか出ているわけですよ。陳情者にとっても、もし、だから陳情者の思いとしてはしっかりやれよと、不正がないようにちゃんとやりなさいということだろうと思うんだよね。

古手川委員長 ほかが意見ございませんか。よろしいですか。

陳情の扱いについては、今いろんなご意見いただきましたし、県のほうでできる部分、できない部分という説明もいただきました。引き続き県のほうとしても注視をしていただきたいし、県の範囲であればきちっと指導していただきたいというふうに思っております。

ほかはございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 それではほかにないようでございますので、付託外案件の審査をこれで終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

姫野障害福祉課長 大分県障がい者基本計画（第4期）について、計画案が固まりましたので、ご報告させていただきます。

お手元に、計画案を配付させていただいておりますが、委員会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

委員会資料の11ページをお願いします。

この資料は、計画の概要といたしまして、計画の位置づけ等、第1章計画の基本理念、第2章障がい者の動向、第3章施策の現状と課題及び今後の方向及び第4章推進体制についてまとめたものでございます。12月の常任委員会においてご説明させていただいた内容と大きな変更点はございませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

次の12ページをごらんください。

計画に係るパブリックコメントについてご説明をいたします。

実施期間は、平成26年1月24日から2月22日までの30日間で行いました。

提出された意見は、(3)にありますとおり、全部で77件で行いまして、その内訳は精神障がい者の救急医療などの保健・医療に関するものが30件、障がい児・者への地域生活支援に関するものが19件など多くのご意見をいただいたところであります。

また、(4)の計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容が計画へ反映されたものが15件。今後の課題等とされたものが62件となっております。

最後になりますが、本日お示ししました計画案につきましては、本日以降、所定の事務手続を経た後に、完成・公表する予定でございます。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば。

阿部委員 先ほど請願で、条例について、生涯こういうふうには誰もが安心して住めるといふ大変な、やはりそれに近づけるために言われておる手法ということで請願を採択したわけですから、基本計画はこれも当然結構なことですけど、この条例をつくるについて、基本計画がこうだから条例がこうだよとかいう、つくる場合において端的にはちょっとストップがかかるような、障がいになるような、そういうことのないように、時には私は重複したっていいと思うんですよ、こういうふうなね。重複してでもしっかりやっていく。それが決して悪いことじゃないので、そういうところも踏まえて、基本計画と条例をつくるための努力をしていただきたいということだけ要望をしておきますので、お願いいたします。

古手川委員長 要望ということで。

阿部委員 ややもすると、基本計画あるからこれいいよとかいうことにならんようにしてください。

麻生委員 施策の現状と課題及び今後の方向性の中で、第6節に福祉のまちづくりという部分になるのか、あるいは第1節の地域生活支援になるのか、あるいは医療にも関係をするんでしょうが、公共交通機関の運賃割引は、69ページの(3)の移動支援の充実の③に記載をいただいているわけですね。それ以外に、まだできていないこととか、いろいろな部分で、これが顕著な部分だと思うんですけども、それ以外には何かそういうようなことはございますか。

姫野障害福祉課長 委員おっしゃるのは、69ページ(3)、③精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の件ですけども、これ以外の課題ということですか。課題自体は、まだまだ解決できていない部分というのがかなりありますので、それに向けて、基本的な取り組みを、この基本計画でのごとくおこなうわけですので、特にこの部分というところはないんですけども、数多くありますという意味ですかね。

麻生委員 特にこの3番が課題だと認識しているものですから、非常に難しい認識ですけど、具現化するためにやっぱりお互いに団体の協力を得ながら、事業者の協力を得ながらどうやっていくかというのは非常に大きな課題だと思いますので、共通認識で取り組んでいければと、このように思っていますのでよろしくお願いします。

もう1点、第4節の文化・スポーツの部分に関してなんですが、今回も一般質問等々でも質疑がございました2020年のパラリンピック、そこに向けて大分国際車椅子マラソンも国際パラリンピックの公認大会として引き続き続けていくということではありますが、ちょうど2020年の東京パラリンピックの年は、たしか40回を迎えるんじゃないかなと。記念大会に向けての準備といいますか、40回と東京パラリンピック、それを合わせて何か大分でできるといいのかなという思いもございまして、そのところは、もし部長、考えがありましたら、あるいはそれに向けて中央政府のほうからも現状視察等々に来るとか来たとかいうような話もあったやに聞くんですが、何かもし動きがあったならお教えください。

姫野障害福祉課長 委員おっしゃるように、ちょうど大分国際車椅子マラソンの第40回の記念大会が2020年ちょうどになります。時期的には大体10月末、車椅子マラソン10月末ですからオリンピックの後ということになるかと思うんですけども、記念大会で

すので、当然今まで10回、20回、30回とやってきました。特に今までの実績を踏まえた記念大会らしいことを考えていかないといけないというふうには思っておりますけども、ことしは11月ですけど、それが34回ですので、今後どういうふうな形がいいのか、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、国のほうの組織改正を含めて、私ども承知しているところなんですけど、具体的な動きがまだわからないところがあります。おっしゃるように、国のほうから視察に来るかもしれないというお話をいただいているんですけど、その後はまだ見えておりませんので、私ども福祉だけではないと思いますけども、そういう情報があれば、やはりうちも伺っていきたいというふうに思っております。

以上です。

古手川委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げたいと思います。

〔委員長挨拶〕

〔平原福祉保健部長挨拶〕

古手川委員長 これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

ここで、暫時休憩します。再開は1時でお願いします。

〔福祉保健部退室〕

11時36分休憩

13時02分再開

〔生活環境部入室〕

古手川委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のありました第21号議案について、執行部の説明を求めます。

宮崎生活環境企画課長 それでは、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、当部の関係分を説明させていただきます。

議案書の188ページをお開き願います。また、お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

また、もう1つ、お手元の別冊の資料で大分県使用料及び手数料条例の一部改正後の使用料及び手数料額（生活環境部関係）資料があります。それもあわせてごらんください。

今回の改正は、2つの理由により行うものでございます。

1つは、平成26年4月から、消費税法の改正により消費税率が5%から8%に変更されることに伴い、所用の改正を行うものです。改正に当たりましては、現行金額に105分の108を乗じて、千円未満は10円単位で端数処理をしており、また千円以上1万円

未満は、国の標準令では100円単位で処理しているところを、50円単位で端数処理を行うなど、よりきめ細かく転嫁ができるように配慮しております。

内容につきましては、別冊の資料をごらんください。

1 ページ目は大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室や付属設備の使用料の改正内容です。それから資料の2 ページ目をお開きください。2 ページから4 ページにかけては、衛生環境研究センターの衛生関係事務の医薬品や化粧品、食品、容器、包装等に係る検査手数料の改正内容です。

次に5 ページをお開きください。5 ページは動物愛護管理事務の犬・猫の引き取りに係る手数料の改正内容を記載しております。

委員会資料にお戻りください。1 ページです。

1 ページの下のほうに事務の権限移譲に伴う改正と書いてございますが、これがもう1 つの理由でございます。

火薬類取締法に係る事務の市町村への一部権限移譲を行いまして、移譲した事務手数料について県の使用料及び手数料条例から削除するものです。具体的には火薬類関係事務のうち譲渡又は譲受許可手数料と煙火消費許可手数料を削除いたします。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、ご質疑等もないので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定をいたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

富高生活環境部長 それでは、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算について、ご説明いたします。

お手元に配付しております平成26年度生活環境部予算概要の1ページをお開き願います。

平成26年度当初予算のポイントですが、1の「恵まれた環境の未来への継承」から、6の「多様な県民活動の推進」までの6つの重点戦略を柱として取り組んでまいります。

この1から6までにつきましては、予算特別委員会でも、ご説明させていただきましたので、説明は省略をさせていただきます。

2 ページは、平成26年度県政推進指針に基づく事業体系です。

3 ページをお願いいたします。

これも先般の予算特別委員会で説明させていただいておりますが、生活環境部の予算額は、表の左から2列目、予算額(A)欄の上から3番目、生活環境部の計欄にありますとおり、118億6,619万3千円です。

同じ行の右から3列目の25年度当初予算額(B)欄の計にあります、111億9,365万円と比較しますと、額にして6億7,254万3千円、率にして6%の増となります。

予算が増額となった主な要因は、私立学校施設の耐震化のための経費などを増額したことによるものです。

個別の事業につきましては、予算特別委員会でご説明しました事業以外の主な事業を、各課・室長からご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

宮崎生活環境企画課長 それでは、生活環境企画課関係の主な事業につきまして説明いたします。

今、部長が説明しました予算概要の10ページをお願いいたします。

事業名欄上から2つ目の交通安全緊急対策事業費531万6千円でございます。

まず、飲酒運転根絶に向けて、県民大会の開催や飲んだらのれん運動の定着化など、県民や事業者と一体となって飲酒運転根絶の活動を推進いたします。

また、高齢者が当事者となる事故が非常に最近ふえております。そこで当事者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備するために、免許返納者に対して割り引きや宅配支援等を行うサービス加盟店を拡充する取り組みを実施いたします。

さらに、県内全市町村で高齢者向けの脳トレ型交通安全教室を開催するなどして、交通事故防止対策を推進いたします。

以上でございます。

山本地球環境対策課長 地球環境対策課の主な事業について、説明申し上げます。

ただいまの概要資料の21ページをお願いいたします。

事業名欄一番上の地球温暖化対策推進事業費2,278万7千円でございます。

この事業は、大分県地球温暖化対策地域推進計画に基づきまして、家庭・業務・運輸の各部門のCO₂排出量の削減に向けた取り組みを行うものでございます。

右、事業概要欄の1番上、九州版炭素マイレージ制度推進協議会の負担金でございますが、これは協議会が九州の皆さんの家庭での節電、環境保全活動への参加、省エネ製品の購入によるCO₂の削減貢献に対しまして、ポイントを付与することによりまして、九州全体でCO₂の排出抑制を促進するものでございまして、本年度に引き続きまして運営費を各県で負担するものでございます。

また、使用エネルギーの「見える化」と省エネ行動を促進するために、家庭を対象といたしまして節電省エネセミナーの開催や省エネ診断の実施、事業者向けの省エネ人材育成講座の開催や省エネ診断等を実施してまいります。

以上でございます。

山戸県民生活・男女共同参画課長 それでは続きまして県民生活・男女共同参画課関係の事業につきまして、ご説明いたします。

この概要書の28ページをお願いいたします。

事業名欄上から2番目でございますが、事業名はNPO総合支援体制強化事業費1,488万4千円でございます。

この事業は、NPO育成支援の中核となります。公益財団法人おおいた共創基金に、県のほうから、おおいたボランティア・NPOセンターの運営を委託いたしまして、財団が実施します助成事業と一体的な運営・実施を行うことでNPOの総合支援体制の確立を目指すものでございます。

それから、その次の2番目でございますが、緊急雇用NPO人材育成事業でございますは、この事業につきましては、NPO活動を支援する人材を育成しながら、県内の企業等に対しまして、めじろん共創応援基金及びNPO活動全般についてのPRをするものでございます。

以上でございます。

太田私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係の主な事業につきまして、ご説明いたします。

資料の40ページをお願いいたします。

事業名欄の一番下でございますけれども、私立高等学校等就学支援事業費13億4,391万円でございます。

この事業は、私立高校生等に対し公立高校授業料相当額を助成することにより、家庭の教育費負担を軽減し、高校生等が教育を受ける機会を確保するものでございます。

26年度以降の入学生からは、これまで1.5倍から2倍までの低所得者に対する加算分ですけれども、これを1.5倍から2.5倍まで拡充するとともに、年収910万円以上の方の所得については、対象外というようなことで所得制限を導入するものでございます。

次に、41ページの事業名欄の一番上でございます。私立高等学校等奨学金給付事業費4,421万2千円でございます。

先ほど説明いたしました授業料と同様に、低所得世帯にあっては学用品や通学費も保護者の過重な負担となっていることから、26年度以降入学する低所得世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の奨学に必要な経費として給付金を支給するものでございます。

以上でございます。

河野食品安全・衛生課長 食品安全・衛生課の主な事業について、ご説明いたします。

概要書の49ページをお願いいたします。

事業名欄、上から2番目の食中毒防止対策事業費273万4千円でございます。

昨年9月、敬老会の仕出し弁当が原因で有症者396人という過去10年間で最大規模の食中毒が発生しました。

この事案の発生原因を踏まえ、仕出し・弁当施設に対しまして、菌の増殖の数値化や菌の汚染の広がりや視覚化など、製造工程に応じた衛生管理の徹底を指導することにより、大規模食中毒の根絶を行うものです。

また、高齢者に対し、効果的な食中毒防止の啓発を行うため、大分県老人クラブ連合会等と連携して対策チームを結成し、調査・研究を行ってまいります。

以上でございます。

氏田環境保全課長 環境保全課の主な事業につきまして、ご説明いたします。

62ページをお願いいたします。

事業名欄の上から2番目、環境放射線緊急時モニタリング体制強化事業費169万5千円でございます。

原発事故等原子力災害に備え作成を進めている環境放射線モニタリング実施要領に基づき、環境放射線モニタリングを実施することといたしております。

そのため、原発事故発生等緊急時の空間放射線量率の測定及び大気、上水等の分析を行う技術者を育成するとともに、空間放射線量率測定者の放射線被曝を低減させるため、防護服、線量計等の整備を行います。

また、空間放射線量率を評価するため、平常時から定期的に県内市町村の空間放射線量率の測定を行います。

以上でございます。

佐伯廃棄物対策課長 廃棄物対策課関係について、ご説明します。

70ページをお願いします。

事業名欄一番上の、廃棄物不法投棄防止対策事業費5,937万5千円でございます。

表一番右の事業概要欄の上から4項目につきましては、大分市など市町村が実施する不法投棄防止対策事業に対する補助や不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの増設により不法投棄の再発防止を行うものです。

また、その下の、廃棄物処理計画策定事業費ですが、来年度、平成28年度からの5年計画となります、第4次廃棄物処理計画の基礎資料となる調査に取り組むこととしており、市町村廃棄物処理の広域化や災害時の廃棄物処理体制などについても定めることとしております。

以上でございます。

池永防災危機管理課長 防災危機管理課の主な事業について、ご説明いたします。

79ページをお願いいたします。

事業名欄の一番上、地域防災計画推進強化事業費250万9千円でございます。

大分県防災対策推進委員会等を通じて、風水害、地震・津波等の自然災害や原子力災害に係る対策について、県と市町村が課題を共有し、一体となって防災・減災への備えを強化するものでございます。

また、原子力災害に関して国や立地県等との通報・連絡や愛媛県からの避難者受け入れの手順を確認するため、県内防災関係機関との情報伝達訓練を実施するとともに、災害時に応急対策に従事する防災関係者向けの研修会等を開催いたします。

以上でございます。

大友防災対策室長 続きまして防災対策室の主な事業について、ご説明いたします。

2ページお戻りいただきまして、77ページをお願いします。

事業名欄の一番下体験型地震防災対策推進事業費4,051万8千円でございます。

防災意識の高揚を図るとともに、住宅の耐震化や家具の固定などを促進するため、地震体験車を整備するものであります。

東日本大震災から3年が経過いたしました。地震・津波に対する意識を低下させることのないよう、また、地震発生時に落ち着いて行動が取れるよう、各消防本部等と連携しながら活用を図ってまいります。

平日においては、小学校などで防災教育に積極的に活用し、また、土日につきましては地域における防災訓練、そういったものに活用するなど、自主防災組織の活動促進にもつながるように取り組んでまいります。

以上でございます。

斉藤消防保安室長 消防保安室の主な事業につきまして、ご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

事業名欄一番上の消防力強化推進事業費785万5千円でございます。

事業概要の中の一番上の補助金の3番目、女性消防防災力確保対策事業費補助37万5千円でございますが、大規模災害時の避難所運営等においては、高齢者の不安解消や子供や女性のニーズの把握など、女性の目線にたったきめ細やかな配慮が求められていることから、市町村が行う女性消防団員の採用促進に要する経費に対して補助するものでございます。

それから4項目の緊急消防援助隊訓練会場設置業務委託料でございますが、大規模災害時に大分県常備消防相互応援実施要領に基づいて迅速な出動と的確な活動を行うため、県内の各消防機関が合同で情報伝達や救助訓練等を実施し、連携を強化するものでございます。

以上でございます。

河野人権・同和対策課長 人権・同和対策課の主な事業につきまして、ご説明をいたします。

資料の一番最後のページ、87ページでございます。

事業名欄2番目の人権施策推進事業費280万3千円でございます。

この事業は、今年度実施しました人権問題に関する県民意識調査の結果におきまして、人権に関する講演会などへの参加経験者の割合が前回、平成20年の55.6%に対して、52.9%というふうに減っております。こうしたことを受けまして、人権研修への参加や実施の促進に取り組むものでございます。

右の事業概要欄の下から2番目人権啓発活動に取り組むNPO等に対する研修会等の開催委託、これは委託数を1団体から2団体へ増加して研修機会の拡大を図ります。また、一番下の人権研修実施に向けた情報提供などは、参加経験者の少なかった層、例えば自営業とか小さな企業とかそういったところに対して、人権研修の実施に向けた働きかけを行うものでございます。

なお、この他にも今回の意識調査の結果を受けまして、啓発パネルやパンフレットなどの整備を別の事業で行うことといたしております。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

原田委員 3点教えてください。予算特別委員会の答弁を含めてお尋ねします。

52ページの犬や猫の譲渡及び引き取りに関するものについて、守永委員の質問に対して35件の引き取り拒否を行ったというふうに報告がありました。私たちが行って聞いたときに、どういった人が持ってこられますかと言ったら、例えば、高齢者が施設入所のためにもう飼えなくなったとかいう例もあったりして、いわゆる引き取り拒否をした35件というのはどんな内容なのか、どんな方々の部分について引き取り拒否をしたのか。で、拒否するだけだったらなかなかやっぱり、どこかに捨ててしまったりする人も出てくるん

じゃないかなと思いますから、そのときにどういうアドバイスとか指導をしているのかということが1つ。

続いて2点目は、53ページの猫の不妊去勢支援事業費の補助なんですけど、多分これは動物管理センターに持ち帰った分についての支援じゃないかなと思うんですけど、例えば今、市町村においては、やっぱり同じような問題が地域で起きている中で、県が例えば予算をつけてくれて、それに市の予算を加えながらすると、また市での取り組みができるという、要請も多分、別府の市議会からも全会一致でしたものが届いているんじゃないかなと思うんですけど、そういった各自治体への補助的なもの、市の支援も含めた取り組みにできないかなということをちょっとお聞きしたいわけです。

最後、69ページの産業廃棄物の件なんですけど、玉田委員からの要請で追加資料が出てますが、産廃税の徴収がやっぱりほかの県に比べて厳しい状況であると、特殊事例というのを書いてますけど、それにしてもやっぱり現年度についてもなかなか厳しい部分が出ていると。その理由を教えてくださいのと同時に、ここに評価制度推進事業というのがあります。これは環境省の優良産廃業者の認定制度に基づくものじゃないかなと思うんですけど、これを調べてみたら、5年の許可を優良業者については7年に延ばすとかあったんですけど、もっともっと広げて、例えば、大分県については優良業者でないと搬入を認めないとか、そういったものまで発展させていながら、いわゆる優良業者しか運営できないようなやり方というのはできないかなと、ちょっと思ったんですけど、そのことを含めてお聞かせ願いたいと思います。

以上3件お願いします。

河野食品安全・衛生課長 引き取り拒否35件の内訳について、ご説明いたします。

35件のうち一番多かったのが、飼えなくなったということで申し出られたんですけども、引き取りを依頼された場合、保健所の職員は引き取り依頼者に対して、どういう理由ですか、で、どういう対策をとれますかということ時間をかけて事細かく聞きます。その中で、飼えなくなったと申し出られていますけども、よく聞くと飼い方を変えとか、もう少し家族が取り組めば飼えるようになるとかいうことで理解していただいて、引き取りをしなかったと。2番目が、生まれたんで引き取ってほしいという形で、譲渡も何もなくて持ってこられた、そういうものにつきましては譲渡先を探してみるとか、自分でもここら辺に当たってみなさいとかいうふうな形で譲渡を進めるなどして引き取りをしなかった事例です。

で、委員言われるように、安易に引き取ることは、逆に犬や猫の放棄につながりますので、そこは丁寧に対応をしながら、なるべく終生飼養できるようにという形で指導しております。

2点目の不妊去勢の事業の内容につきましては、猫につきましては、飼い主がいる場合は飼い主の責務として、不妊去勢の実施というのを保健所のほうで指導できますけれども、飼い主のいない猫につきましては、どうしてもそういうことができない、そういう問題があるんで、市町村が飼い主のいない猫に対して助成する場合は、その市町村に対して県が2分の1補助をするという形で事業を考えております。

これにつきましては、県と市町村、また獣医師会のほうもそういう状況なので、通常2万円から2万5千円かかる経費をもう少し安くして協力してくれないかという形で、地域

と県と市町村と獣医師会が一体となって不妊去勢を進めようとする事業でございます。

以上でございます。

佐伯廃棄物対策課長 産業廃棄物税についてでありますけども、産業廃棄物税につきましては県税でございます、産廃業者の最終処分業者並びに焼却処理を行う中間処理業者を特別徴収義務者と位置づけまして、それぞれの搬入する業者から産廃税を徴収して、それぞれ業者が県税に支払うと、四半期に1回支払うという形になっておりますが、今、委員の指摘にありましたように、総務部からの情報によりますと、非常に未納業者が多いというふうには私どもも聞いております。理由として考えられるものとしては、非常に産廃業者、経営が厳しい業者につきましてはやはり未納しているというふうに聞いておまして、その原因としては、やはり価格競争、例えば、最終処分場でありましたら、それぞれ処分場によって1トン当たり幾らという処分料が、価格競争で、やはり多くの荷物を入れて当座の金を入れようということで、価格協定より安くして受け入れてしまう、そういったことが続いて経営が悪化してしまうというようなことが背景にあるようでございまして、その辺の適正な価格というものが産廃業界では非常に求められているのではないかなということを考えております。

もう1点質問のありました優良評価制度の推進事業費であります、今言った産廃税の未納業者が経営的に非常に厳しくなっているということも背景にありまして、優良業者を、いろんなレベルの低い業者から高い業者まで、県内いろいろな業者がありますけども、やはり全体的なレベルアップを図っていくために、国の優良評価制度では非常にランク、レベルが高いものですから、なかなか一気にそこまで引き上げられないということで、大分県独自の評価制度ですね、国の評価レベルよりちょっと低いレベルをつくりまして、まず、そこで大分県の独自認定をして、そういった方たちにより多く荷物が集まるように仕向けていこうじゃないかということで、この制度を取り入れております。

国の優良認定業者、それから県独自の優良認定業者だけに認めるということは、なかなか法制度上、非常に難しいものがございまして、県といたしましては、県並びに国の優良認可を受けた業者につきましては、いろんな形で県のホームページや新聞などで、こういった業者が優良業者ですよと、そういったところに頼めば安心ですよと、そういったPRは来年度やっていこうということで予算要求をしております。

以上です。

原田委員 ちょっと確認ですが、猫の不妊去勢支援事業というのは、これは市町村に対する、いわゆる一緒になってやっていくという予算の50万円と考えてよろしいのでしょうか。

河野食品安全・衛生課長 そのとおりです。

原田委員 ぜひまた、これはどれぐらいの実績になっていくかわかりませんが、今年度の様子を見ながら、また来年度につなげていっていただきたいなというふうに考えています。

それからもう1点、産廃業者に関してですけど、皆さん方やっぱり大変ご苦労されているんだなということをお言葉の端々から感じます。ただ、やっぱりほかの県が100%になる中で、ほかの県は厳しいけど、大分県はそうでもないなというような思いでされたら、どんどんこれからもっと悪い方向に行くんだろうなと思いますので、ぜひまた厳しい態度

で臨んでいただきたいなということを要望して、終わります。

吉岡副委員長 1つだけ教えてください。

76ページの自主防災活動費促進事業費の中の一番上の女性防災士の養成なんです。これは、この間聞きまして、多分1割を養成していくという感じだったと思うんです。予算なんですけど、今、防災士は、大分であれば各自治会推薦でという枠がありますよね。これからは予算的に特別枠が設けられて、手を挙げる女性防災士に挑戦したいという人は予算をちゃんと裏づけされていていいのかなという、それでもやっぱり半分負担とかになるのかなという、養成の仕方をちょっと教えてもらえれば。

齊藤消防保安室長 防災士の養成に当たって、まず、防災士が確保されていない自治会、それと、女性防災士、そういったものを優先的に取り組むように、養成方針ということで県のほうが示しまして、市町村のほうに優先的にそういった方々のところを防災士を養成してくださいということをお願いをしているところでございます。

吉岡副委員長 市町村に要請するということは、市町村が募集をするときに、女性の防災士を多分来るかと思うんですけどね、地域によっては防災士がいないから、先に男性からということも多分あると思うんです。それで、せっかく国会で目標も決められているので、極力女性の防災士さんも、白枠とかは特化してすごくいいんですけど、やはりこの間の地震でもって、やっぱり絶対地震はない、気をつけなければいけないというのは誰でも感じたと思いますので、そういう面で日ごろから防災に対する取り組みの推進が必要かなと思いますので、ぜひ市町村にもしっかりとお願いをしていただきたいと思います。

齊藤消防保安室長 今後とも引き続き女性防災士、大変重要な役割を担っていただきますので、各市町村とも連携しながら、養成の促進に取り組んでいきたいと思います。

古手川委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかに、質疑もないようでございますので、以上で質疑を終わります。

先ほど審査いたしました福祉保健部関係とあわせ、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に第29号議案及び第30号議案について執行部の説明を求めます。

山戸県民生活・男女共同参画課長 それではまず第29号議案大分県消費者行政活性化基金条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

まず委員会資料の2ページをお願いしたいのと、それから、議案書の238ページをお願いいたします。

まず、今回の条例改正の理由でございますけども、消費生活相談の複雑化、高度化に対応しまして、今後、引き続き消費生活相談窓口の機能強化などをするために、今般の国の要領改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容でございますけども、条例の終期につきまして、現在、平成26年12月31日となっておりますが、これを平成40年12月31日まで延長するものでございます。

最後に、施行期日でございますけども、3番目にありますとおり、公布の日からとして

おります。

第29号議案に係る説明につきましては、以上でございます。

続きまして、第30号議案指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

委員会資料の3ページをお願いします。それから、議案書の239ページでございます。

今回の改正につきましては、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が平成25年11月27日に制定されておりますが、それによりまして刑法の一部改正を伴いまして、所用の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、条例におきます引用元でございます刑法第208条の3の凶器準備集合及び結集罪が第208条の2に繰り上げられましたために、本条例の第6条第1号ハの中で第208条の3となっておりますところを第208条の2に改正するものでございます。

それから、施行期日でございますけれども、自動車運転死傷行為処罰法の施行の日からということでございます。

第30号議案に係る説明につきましては、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、ご質疑等もないので、これより採決をいたします。

両案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

太田私学振興・青少年課長 私立学校における転落事故の防止対策について、ご説明いたします。

お手元の資料の4ページをお開き願います。

去る2月5日に、県立学校において清掃時間中に生徒の転落事故が発生したことから、各私立小・中・高等学校に対し、2月12日と17日の2度にわたり転落事故の防止について通知を行ったところであります。

これにより学校施設の安全点検や転落の危険性について生徒等に理解させるなど安全管理の徹底を図るとともに、窓の清掃時は事前に安全な清掃方法を指導し徹底すること、2階以上の窓の外側の清掃は安全が確保される場合を除き行わないこと、窓のそばで机・椅子・ロッカーの上に立ち上がらないこと、開いてる窓の付近に寄りかからないこと、窓を開けた状態でカーテンを閉めないことなど、安全な清掃方法の指導徹底について具体的に周知をいたしたところであります。

次に、資料の7ページをお開きください。

私立学校における窓清掃に関する調査結果でございます。私立学校の窓拭き清掃の現状

は、小・中・高等学校19校のうち、18校において児童生徒により実施がされております。その頻度は学期に1回が6校と最も多くなっております。また2階以上の実施状況については、行わない学校が1校、内側のみを実施するものが13校、その他、手の届く範囲で実施等が4校となっております。

今後も、引き続き安全対策について必要な助言を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

次に、大分県いじめ防止基本方針の策定について、ご説明いたします。

資料の8ページをお開き願います。

この基本方針は、昨年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、大分県におけるいじめの防止及びいじめの早期発見、早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進すること及び県、市町村、学校、地域、家庭などの関係者が連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むことを目的として策定するものでございます。

本方針は、資料の8ページにございますとおり、第一にいじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項、第二にいじめの防止等のための対策の内容に関する事項、第三に重大事態への対処事項、第四にその他のいじめの防止等のための対策に関する事項の4つから構成をされております。

そのうちの第3の重大事態への対処についてでございますけれども、具体的には、自殺や自殺未遂、不登校等いじめによる重大事態が発生した場合、学校設置者または学校は、その旨を知事に報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を行い、この調査結果についても知事に報告することとなります。

また、学校設置者による調査内容について、知事は必要と認める場合、専門的な知識を有する第三者機関による再調査を行うことができることといたしております。

策定に当たっては、国のいじめの防止等のための基本的な方針を参酌しながら、県教育委員会、県警察、こども子育て支援課、人権・同和対策課等関係機関に当課も加わった策定会議を経て、作成をいたしたところであります。

現在、この基本方針（案）につきましては、広く県民の皆様よりご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しており、4月中旬までには基本方針を公表する予定でございます。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いいたします。

原田委員 学校における転落事故なんですけど、今ちょっとお話を聞いたら、2階以上の窓の清掃を、いわゆる手の届く範囲でやっているところがあるという、実は私、自分の経験から、これが一番危ないような気がしているんですね、いつも。なかなかやっぱり窓というのは、拭き出したら全部きれいにならないと気持ちが悪いもんですから、つい手を伸ばしたり、身を乗り出して拭いてしまうために事故が起きやすくなるという、極端に言うと、だから、2階以上の外側の窓は拭かせないぐらいに考えちゃかんと、やっぱり同じような事故が起こるんじゃないかなと思っているんですけど、何か意見がありましたら。要望で結構なんですけど。

太田私学振興・青少年課長 今ご質問の件でございますけれども、4校、その他手の届く範囲内で実施をしていますというような回答をいただいておりますけれども、今回の事件を受けて、ベランダ等がなければ外側の窓は拭かせない、事故後はさせていないというような対応をとっているところがございました。

麻生委員 その件で、拭かないというのは、これはまたおかしな話で、やっぱりきれいにしておくべきだろうし、学校の環境としても当然、窓を拭くのは当たり前の話であってね、私は小学校のPTA会長をしているときにそういう話があったんで、業務用の窓拭き、伸びるやつ、あれできれいにすれば実に簡単に取れるんやけど、学校の先生って、そういう感覚がないんよね。ちょっと工夫して道具をそろえるとか、そういったことをしっかりしてあげれば、外であっても、内側から何か伸ばして簡単にできるような道具は今いっぱいありますので、ちょっとそういった部分も工夫が要るのではないかな。それに必要な予算措置も、やっぱり備品としての予算措置を助成したほうがいいのではないかなと思っておりますので、もうちょっと実態もよく把握していただいてやっていただいたほうがいいんじゃないかなと、このように思います。

以上です。

古手川委員長 具体的にどうすればゼロに、災害防止になるということはないんですが、ケース・バイ・ケースでいろんなケースがあるんですね、先生方が注意しながら、そして、我々の中では相互注意ということをよく使いますが、子供さんの中でもお互いに声をかけ合いながら、そういうコミュニケーションの日ごろのあり方というのが、そういうところでもまた出てくるかと思えますんですね、また、こちらだけではできない部分もありますが、公教育の部分も含めて、そういう視点も持ってまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ほかに質疑もないようですございますので、次の報告をお願いいたします。

河野食品安全・衛生課長 大分県動物愛護管理推進計画の改正についてご説明いたします。

お手元の委員会資料の9ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨ですが、この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして、平成20年度から10年を計画期間として策定して、現在、譲渡事業などのさまざまな施策を実施しております。

このたび、環境大臣が定める基本指針が改正され、人と動物が共生する社会の実現、終生飼養を中心に、改正されたことから、県の計画を見直すこととしたものです。

次に、計画の期間、目標ですが、計画の期間は平成26年度から35年度までの10カ年、5年後には見直す予定としております。

基本目標は、終生飼養、適正飼育、人材育成の3つの目標を掲げております。

数値目標につきましては、国の指針と同じ、犬・猫の引き取り頭数を10年間で平成16年度比75%減とすることとしています。

右側のほうの改正の主な内容ですが、まず、「1 適正飼養の推進へ向けた取組の強化」では、引取り頭数の減少、譲渡の推進等を進めるため、法改正による犬猫の引き取り拒否

規定の適正な運用や啓発、譲渡や動物愛護教育の推進のための拠点施設整備に向けた取り組み、不妊去勢の推進、特に所有者のいない猫への不妊去勢を推進してまいります。

次に、「2 動物由来感染症対策へ向けた取組の強化」は、狂犬病予防注射の接種率の向上に向けた取り組みを進めていきます。

次の「3 動物取扱業者の責務の徹底」については、犬・猫販売業者などへの徹底を図るため、保健所職員の立ち入り調査を強化し指導を進めてまいります。

最後に「4 災害時に向けた対応」としては、災害時に避難する場合は、ペットと一緒に避難する同行避難が行われますので、避難所で適正な飼育ができるよう飼い主を啓発するとともに、市町村に対して避難所にはペットが持ち込まれることを想定するよう啓発していきたいと考えています。

下の段の、パブリックコメントの実施ですが、本年1月に実施した結果、3通延べ10件の意見が寄せられ、譲渡推進への取り組みや飼育猫の行方不明時の連絡先の明記などについて、本計画に反映したところでございます。

以上でございます。

氏田環境保全課長 微小粒子状物質PM_{2.5}対策について、ご報告いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

PM_{2.5}とは、大気中に漂う粒径が2.5マイクロメートル以下の粒子状の物質のことであり、粒径が小さいことから肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくなど呼吸器系疾患への影響が懸念されています。

注意喚起についてです。

県では、平成25年3月9日から高濃度のPM_{2.5}が観測された場合には、独自の基準により、注意喚起を行っております。

これまで、昨年3月9日、6月8日、11月2日に日田玖珠地域に、12月6日には県内全域に注意喚起を行いました。

注意喚起の周知については、県民安全・安心メールで全登録者に情報を配信し、県ホームページとツイッターに情報を掲載しました。さらに、メールやホームページを利用できない方に対しても、地元自治体の協力により防災無線等で情報を提供いたしました。また、テレビ局などの報道機関には、ニュースやテロップ等で速報を報じていただいております。

注意喚起の際には、「不要不急の外出や、屋外での激しい運動をなるべく減らすこと」、「呼吸器系疾患等のある人、小児、高齢者等は、より影響を受けやすいため、特に注意をすること」を呼びかけております。

今後も、暫定指針値を超える日を見逃すことなく確実に注意喚起を行ってまいります。

次に、県民からの問い合わせ状況ですが、PM_{2.5}に関する県民の関心は非常に高いものがあり、平成25年1月から平成26年2月までのホームページへのアクセス件数は約20万件、電話による問い合わせ件数は約2千件と非常に多く、その主な内容は、最新の測定値、情報収集の方法、注意喚起時の留意事項、健康への影響や測定機の増設要望などです。

資料の11ページをお開きください。

県では、来年度、PM_{2.5}の監視体制を強化するため、「人口7万5千人あたりに1つの測定局を設置する」という国が示した設置基準を満たすよう、県内7カ所に測定機を

増設します。

これまでに設置した日田市、中津市及び佐伯市に加え、来年度は、別府市、津久見市、臼杵市、豊後大野市及び日出町にPM_{2.5}自動測定機を、さらに、国東市及び由布市には、PM_{2.5}自動測定機に加え、オキシダント等も測定できる大気常時監視測定局を新設します。これにより、大分市が設置している7局を含めて全17局で、県内を広域的に監視する体制を構築します。

PM_{2.5}に対するさらなる監視体制の強化を図ることにより、これまで以上にきめ細やかな情報提供を推進し、県民の安全・安心の向上を図ります。

以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に、ご質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にないようですので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔富高生活環境部長挨拶〕

古手川委員長 それではこれもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

〔生活環境部退室〕

2時01分休憩

2時29分再開

〔病院局入室〕

古手川委員長 それでは、病院局の審査に入らせていただきます。

元吉委員が欠席をしておりますが、ご了解いただきたいと思います。

それではまず、合い議案件の審査ですが、総務企画委員会から合い議のあった第19号議案について、執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長 それでは、第19号議案職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は182ページからですが、本日は配付の福祉保健生活環境委員会資料のほうで説明させていただきたいと思います。1ページ目をお願いいたします。

まず、1条例制定の趣旨についてでございますが、地方公務員法の改正に伴い、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するために、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するものでございます。

次に、2背景についてでございますが、昨年6月に閣議決定がなされた日本再興戦略において、女性の採用・登用の促進や男女の子育て等の両立支援への具体策として、配偶者

の転勤に伴う離職への対応が掲げられるとともに、昨年8月には人事院より、国家公務員の配偶者同行休業制度の創設について、意見の申し出がなされております。

これらを受けまして、昨年11月の第185回国会において、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が可決成立し、配偶者同行休業制度が、国家公務員及び地方公務員に導入されたところであります。

なお、今回の法改正の部分につきましては、病院局職員も直接適用されますことから、本条例案の適用対象に病院局職員を含めることとしております。

次に3制度概要についてでございますが、基本的には国家公務員の制度に準拠する内容となっております。

対象職員については、法の規定のとおり、臨時的任用職員や非常勤職員を除く職員となります。

休業事由は、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者に同行することとしており、その配偶者が外国に滞在する具体的事由につきましては、1から4に掲げるとおりとしております。なお、滞在は6月以上にわたり滞在することが見込まれるものとしております。

休業期間については、3年以内、給与等についてですが、休業期間中は無給ということとなります。退職手当につきましては、手当額の算定基礎となる在職期間から休業期間の全期間を除算することとしています。

その他の事項としまして、休業期間中も地方職員共済組合の組合員としての身分は有することになりますが、公務災害の適用は受けないこととなります。

次に4関連条例の一部改正についてであります。本制度を導入するにあたり、休業する病院局職員を無給とする取り扱いについて、4の(2)の③にありますとおり所要の改正を行うこととしております。

最後に、5条例施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより、第19号議案について、質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより第19号議案について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査ですが、まず、第13号議案について、執行部の説明を求めます。

坂田病院局長 病院局に関しましてご審議いただきます予算議案は、第1号議案、第13号議案でございます。

先の予算特別委員会での説明と重複しておりますので、ポイントを絞って説明させてい

ただきます。

まず、第1号議案平成26年度大分県一般会計予算のうち、病院局関係につきまして、ご説明いたします。

本日は、予算特別委員会でお配りしました平成26年度病院局予算概要という資料に沿って説明させていただきます。

それでは資料1ページをお開き願います。

まず、病院局に関連する平成26年度の一般会計予算につきましてご説明いたします。

表の左にあります事業名欄の、県立病院対策事業費は、14億6,124万円でございます。

これは、一番右の事業概要欄にありますとおり、県立病院が行います、高度・専門、特殊医療等の不採算部門の運営や、企業債の償還などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計が支出する病院事業会計負担金や基金積立金でございます。

これにより、平成25年度当初予算額と比較しまして、8,629万円の減額となりまして、病院事業会計負担金につきましては、その下の表にありますとおり、8,629万2千円の減額、前年比94.4%となっており、病院事業に対する負担金の総額抑制に努めております。

以上で、一般会計予算のうちの病院局関連分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第13号議案平成26年度大分県病院事業会計予算につきまして、ご説明いたします。

議案書は72ページになりますが、本予算につきましても、引き続き、この予算概要で説明させていただきます。

なお、平成26年度予算から、公営企業法改正に伴い、新会計基準を適用することになります。

1枚めくって、2ページ目をお開き願います。

平成26年度予算(案)と平成25年度予算との比較でございます。

まず、上の表の収益的収支予算についてご説明いたします。

表の一番上、病院事業収益につきましては、140億5,900万円を計上しております。

一方、その下の病院事業費用でございますが、179億1,800万円を計上しております。

これにより、平成26年度予算(案)の単年度損益は、38億5,900万円の赤字となりますが、これは新会計基準の適用により、退職給付引当金等を積み立てることが義務づけられた事によるものでございまして、仮に従来までの旧会計基準で予算編成を行った場合は、1億3,300万円の黒字となります。

下の表の資本的収支予算については、表の左から3列目、平成26年当初予算(案)欄にありますとおり、資本的収入9億2,300万円、資本的支出18億300万円を計上しております。

なお、3ページ以降に、病院事業会計予算の内訳について記載しておりますが、先般の予算特別委員会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の病院局関係分及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただ

きます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑等ございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑もないので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に第31号議案及び第32号議案について、執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長 それでは、第31号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正についてご説明します。議案書では240ページですが、先ほどの説明資料2ページをお願いをいたします。

今回の改正につきましては、左側（1）要旨にございますとおり、消費税法等の改正によりまして、税率が引き上げられることから、条例に規定する特別室料、文書料等について所要の改正を行うというものでございます。

右側の表に一覧にしておりますが、現行料金と改正後の料金を記載しております。改正の内容につきましては、消費税率の引き上げ3%分を単純に加算するというものでございます。

なお、施行期日につきましては、改正消費税法等の施行期日と同じ4月1日を予定をしております。

引き続きまして、第32号議案平成25年度大分県病院事業会計資本剰余金の処分についてご説明いたします。

資料の3ページをお願いをいたします。

まず経緯についてでございますが、1 地方公営企業法の一部改正に記載していますとおり、従前、国庫補助金等が中心の資本剰余金についての処分は原則行うことができず、例外的に補助金等を財源として購入した資産を廃棄、処分する場合に限って、事務的に資本剰余金の処分をこれまで行ってきました。これが、平成24年4月1日の地方公営企業法の改正により、条例または議決により資本剰余金の処分を行うこととなりましたので、昨年引き続き、ご審議をいただくというものでございます。

2に具体例を示しております。

自己資金の企業債50万円と国庫補助金50万円を財源にして、100万円の資産を購入した場合の例でございます。

従来はみなし償却という制度がございまして、国庫補助金の50万円の部分は減価償却をしないことが法令上認められていました。

これにより、自己資金である企業債部分だけを減価償却し、耐用年数が経過した時に、資産Aと国庫補助金の両方に50万円が残る仕組みとなっていました。

その後、資産Aを処分する際に、この両方を相殺するということによって、除却損を発

生させないように経理をしておりました。

このようにして平成23年度決算までは、毎年処分をしてまいりました。

具体的な対象物件としては、下の表に記載しておりますが、今年度設備更新を行った蓄電池設備の本館部分・エネルギー棟部分、また、器械備品の合計46件を合わせまして、取得時に資本剰余金を財源とした金額を合計した5,290万9,729円の処分を議決により行うものというものでございます。

なお、平成26年度予算・決算からは、新会計基準の適用によりまして、みなし償却がなくなりまして、フル償却をするということが義務づけられましたので、このような資本剰余金の処分は発生することはなくなりました。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別に質疑もないので、これより採決をいたします。

両案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、両案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

宇野病院局次長 予算特別委員会で麻生委員のほうから県立病院と類似病院との比較についてご要請がございました。それを報告をさせていただきます。

別冊資料ということで、A3の横の大きい資料をお願いいたします。1ページ目をご覧ください。

全国の自治体病院が、毎年総務省に報告する決算統計資料というものがございますが、この指標に基づき、平成18年度の公営事業法の全部適用のときから、約900ある自治体病院のうち、県病と同様・同規模の、高度・急性期医療を担う病院で約500床以上の大規模病院を約50病院ほど選定し、その中で県立病院の位置づけを毎年確認をしております。

いくつかの指標を参考としておりますが、重要な指標としましては、網掛け部分であります。医業費用に対する医業収益の割合である医業収益比率で比較をしてくるところでございます。

なお、医業収益には一般会計からの負担金は含まれておりません。一般会計からの負担金については、国の基準どおり適正に確保することを基本とし、過度に負担金に頼らず、自立的な病院運営を目指していることから、負担金を含まない医業収支比率を一つの指標と位置づけております。

類似病院にあっても、診療内容や診療体制の違い、物品調達や検査などの業務を直接職員が行うか外部委託で行うかなどの違いによって、一概に比較できない面もございますが、

医業収支比率で上位に入ることを一つの目標にしているところでございます。

医業収支比率でみますと、24年度決算では大分県立病院は47病院中23番目、比率97.4%となっています。

2ページ目をごらんください。類似病院との年度ごとの医業収支比率の比較をグラフにしております。医業収支比率を軸としまして1ページの各種指標を参考にしながら、今後も医療の質の向上とともに、診療報酬改定の動向に合わせて、急性期医療の充実を図ることで収益を向上し、なおかつ費用の縮減に取り組みながら経営の健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます

古手川委員長 今の報告に関して何か質問はございますでしょうか。

麻生委員 非常にわかりやすい指標かなと思うんですが、1枚目の医業収益における職員給与比率、それは高いほうがいいんですか、低いほうがいいんですか。（「低いほうがいいです」と言う者あり）低いほうがいいわけですね。ここがやっぱり一つの課題であるというふうにも言えるわけですよ。

で、先般の一般質問だったか、予特だったかで、病床稼働率について100%を超えることはないという部分で、沖縄かな、これ101.3%とか出てるんで、ちょっとその辺よく説明していただけますか。

坂田病院局長 病床の利用率で申しましたのは、今、回転が非常に早くなっていますので、例えば、100床ある患者さんがおって、そのうちの10人が退院したとしますと、同じ日に10人が入りますと、1つのベッドが余計使えるということです。だから、その2日間、退院して入院するには110人分利用があるということになります。だから、そういう形でいきますと、110%の利用率という格好になります。（「診療科目によって違うということですね」と言う者あり）

宇野病院局次長 午前中に退院させて午後入院すれば1床ダブるということで、100を超える場合もあるということでございます。

麻生委員 これは、ほかとの比較の中で、診療科目とか、特徴によっても違うでしょうけど、そういった中で県病のいい部分と、ちょっと課題だといったことを整理しながら、毎月、計算方法等々しておられるようでありますので、その中でもそういった表現でやっていると、より県民の皆さんにも、県病はどこがいいから、また行こうという話も出てくるでしょうし、そういう意味で2枚目の21年度は、非常に指標的にも5番目、今が23位だとか、この辺の動向の理由というか、原因だとかいうやつも分析していただきながら、より詳しく説明いただいて、じゃあ、それを支援するには何が必要なのかというのもお伝えいただくといいのかなという気がしておりますので、一応、まず一時的にこういう指標が出てきたということで、よくわかりやすくなったかなと思いますので、同時に、県立病院と普通の民間の中核病院といいますか、そういったものの比較も今後是可以なるんだらうと思うんですよ。そうすると、やっぱり県立病院の社会的位置づけとか、貢献度というような部分も含めて、県内の中核病院とか、拠点病院との役割分担とか、すみ分けとかいった部分にも今後深化をしていくんだらうと思っておりますので、期待をしておきたいと思います。

以上です。

阿部委員 料金条例の改正ということで、これをちょっと拝見させてもらったんだけど、ちょっと余計な話なんですけど、例えば、文書料でね、増減比率はもう、これは消費税のあれでわかるんですけどね、その前の段階でね、診断書とか、こういうのは値段というのは、どこの病院も一律になっているんですか。

宇野病院局次長 金額を設定するに当たっては、近隣のやはり同じような病院を参考にして、この金額を設定させていただきました。でこぼこは病院によってあります。自治体病院を中心に、標準的などところで設定をさせていただきました。

阿部委員 民間病院じゃなくてね。

宇野病院局次長 はい、公立病院だとか、そういった……

阿部委員 そういうあれですか。じゃあ、診断書というのは随分値段は違うということですね。

宇野病院局次長 はい、民間病院によっては高いところもございます。

阿部委員 例えば、特別室の料金、個室だとか、こういうところも、特室を見たら1万5千円、1日でしょう。これに入る人もおるんだなという、感心しているんですけど、その後の特室Bにしても、個室Bにしても5,250円、ちょっと上がるんですけど、それにしても結構高いですよ。私が知っている病院の個室より高いなという思いは。ところが、入る患者さんにとっては、A病院、B病院、C病院なんて、その比較はできないんですよ。診断書もそうだと思うんですけど、お願いしますと出して、それで手術しました。じゃあ、その後、生命保険の請求しますから診断書を書いてください。診断書を書くと、3,500円か4千円とか取られますわね。その値段がね、ここは高い、あそこは安いとか、そういうのはわからないんですよ。結局、なん病院か行ってみたら、ああ、ここは高かったなとか、ああいうのがわかる、結果としてはね。だから、これは修正せいとかどうこうじゃないんですけど、そういう現状がずっと今までも続いてきてるんですね。

坂田病院局長 新しくなったときからですかね。

宇野病院局次長 実際、患者さんから「よそより高いよ」という声も、クレームになって聞きますけども、先ほど説明したように、同じような公立病院を参考にしながら設定したんですという説明をしてきて、ちょっと納得——向こうは納得はいかないんでしょうけど、そういう説明をしてきているという状況でございます。

阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

古手川委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは本日の病院局の審査を終わらせていただきますが、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔坂田病院局長挨拶〕

古手川委員長 これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。執行部の皆様、ご苦労さまでした。

〔病院局退出〕

古手川委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別のないようですので、最後に、私から一言ご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

古手川委員長 これをもちまして、委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした。